

再評価一括審議案件資料

1. 一般国道8号 松任拡幅
2. 神通川水系直轄砂防事業

令和5年10月
国土交通省 北陸地方整備局

令和5年度 第1回北陸地方整備局事業評価監視委員会 一括審議案件一覧

事業区分	事業名 (事務所名)	実施箇所	事業期間等	前回評価	全体事業費 (億円)	事業全体 B/C	都道府県・政令市等の意見	対応方針 (原案)	備考
道路	一般国道8号 松任拡幅 (金沢河川国道事務所)	自: 石川県白山市乾町 至: 石川県白山市宮丸町	平成31年度 事業化 令和4年度 用地着手	—	約120	3.4	<p>【石川県知事からの意見】 国道8号は、本県における物流や広域交流の大動脈であり、加賀地域の物流の円滑化や産業振興を図るうえで、極めて重要な路線である。 このうち松任拡幅の事業区間については、朝夕や休日を中心に交通混雑が発生しており、また、山側幹線と海側幹線に接続する交通の要衝であり、今後さらに交通量の増加が見込まれることから、早期6車線化が不可欠である。 このため、国道8号松任拡幅については、引き続き事業を継続し、早期の事業効果発現に向け、コスト縮減に努めながら着実に整備を進め、早期完成を図っていただきたい。</p>	事業継続	
砂防	神通川水系直轄砂防事業 (神通川水系砂防事務所)	岐阜県飛騨市、高山市	平成25年度 (2013年度) ～ 令和36年度 (2054年度)	平成30年度	約607	4.4	<p>【富山県知事からの意見】 事業継続に同意する。 今後ともコスト縮減に努め、早期に効果が発現されるよう整備推進に格段の配慮を願いたい。</p> <p>【岐阜県知事からの意見】 事業の継続をお願いします。 なお、事業効果も高く着実に事業を推進していただくとともに、コスト縮減の徹底及び環境への配慮に努めていただくようお願いいたします。</p>	事業継続	

事業概要（一般国道8号 ^{まっとう}松任拡幅）

（1）目的

・ 交通渋滞の緩和、死傷事故件数の減少、物流の効率化

（2）事業概要

事業化：平成31年度
 計画交通量：40,300～63,700台/日
 全体事業費：（前回）約120億円（今回）約120億円

（3）事業の進捗状況

令和4年度末、金額は税込み

	全体	執行済額	進捗率	残事業費
事業費	約120億円	約5億円	4%	約115億円
うち用地費・補償費	約27億円	約0.002億円	1%	約27億円

（4）事業の進捗見込み

・ 白山市乾町～同市宮丸町（延長3.5km）の早期全線6車線開通に向けて事業を推進

（5）概要図



図1-1 広域図

写真1-1 倉光交差点付近の渋滞状況

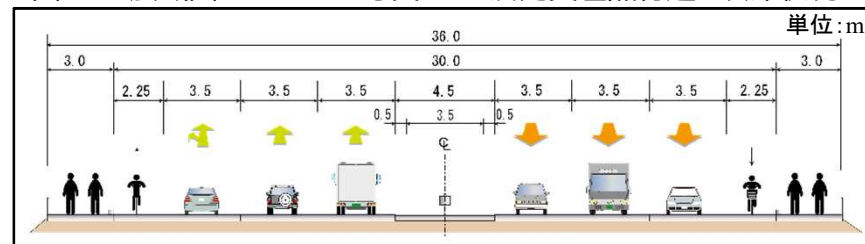


図1-2 事業中区間の標準横断面図 (A-A'断面)



図1-3 位置図

凡例
 - 事業中 (赤線)
 - 一般国道 (青線)
 - 主要地方道 (緑線)
 - 一般県道 (黄線)

事業の投資効果・対応方針（一般国道8号 松任拡幅）

（6）事業の効果

- ・ 拡幅整備により、混雑度が約4割減少
- ・ 下り車線では、死傷事故件数が3車線化の前後で比較すると約3割減少しており、上り車線においても同様に死傷事故の減少が期待
- ・ 交通混雑の緩和により、石川県南部の石川工業団地～金沢港の所要時間が約6分短縮し、金沢港への物流の効率化を支援

（7）事業を巡る社会経済情勢等の変化

- ・ 令和2年度 金沢外環状道路 一般国道8号 海側幹線（今町～鞍月）が事業化

（8）事業の投資効率性

	事業全体		残事業	
	（前回）	（今回）	（前回）	（今回）
総便益B	約104億円	約363億円	—	約363億円
総費用C	約90億円	約107億円	—	約99億円
B/C	1.2	3.4	—	3.7

（9）コスト縮減や代替案立案等の可能性

- ・ コンクリート二次製品の活用によるコスト縮減を図る

（10）対応方針（原案）

- ・ 事業継続とする
- ・ 現時点においても、その必要性、重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みなどからも、引き続き事業を継続することが妥当であると考え

（感度分析）

	事業全体(B/C)	残事業(B/C)
交通量 (-10%~+10%)	2.9~3.7	3.1~4.0
事業費 (+10%~-10%)	3.1~3.7	3.4~4.0
事業期間 (+20%~-20%)	3.3~3.5	3.6~3.7

再評価の重点化・効率化判定票（一般国道8号 松任拡幅）

年度： 令和5年度 事業名： 一般国道8号 ^{まっとう}松任拡幅

担当課： 道路計画課 担当課長名： 北出 一雅

項目	判定	
	判断根拠	チェック欄
事業を巡る社会経済情勢等の変化		
事業の効果や必要性、周辺環境等に変化がない	令和2年度 金沢外環状道路 一般国道8号 海側幹線(今町～鞍月)が事業化	□
前回評価からの事業費・事業期間の増加 増加無し 10%以内増加		
事業費の増加	事業費の増加がない	■ □
事業期間の増加	事業期間の延長がない	■ □
前回評価からの費用対効果分析に関する影響要因の変化等		
費用便益分析マニュアルに変更がない	費用便益分析マニュアル改訂 (R4. 2)	□
需要量の変化(需要量等の減少が10%以内)	需要量等の減少はない	■
周辺ネットワークで新規事業化がない	周辺ネットワークで新規事業化がある (金沢外環状道路 一般国道8号 海側幹線(今町～鞍月)が新規事業化(令和2年度))	□
下記のうち、一方もしくは両方を満たしている ・事業費に比して費用対効果分析に要する費用が大きい ・前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている	前回評価時における感度分析の下位ケース値が基準値を上回っている。 平成31年度新規事業採択時の感度分析の下位値 〔全体事業〕 ・交通量(-10%) B/C=1.1 ・事業費(+10%) B/C=1.1 ・事業期間(+20%) B/C=1.1	■
前回評価で資料の作成を省略していない		■
前回評価で費用対効果分析を省略していない		■
その他の事由(重点的な評価が必要な特別な事由)	なし	—
以上より、審議区分： 一括 資料： 省略 費用対効果分析： 実施 とする。		

事業概要（神通川水系直轄砂防事業）

（1）目的

- 大正9年（1920年）災害規模の土砂流出に対して、砂防堰堤等を整備し、流域の安全を確保する。
- 有沢橋付近からの氾濫を解消し、富山市中心部の被害を軽減する。
- 基準点上流の飛騨市及び高山市の氾濫被害を軽減する。

（2）事業概要

流域面積：事業対象面積 761km²

主要施設：砂防堰堤等

全体事業費：（前回）約 607 億円 （今回）約 607 億円

（3）事業の進捗状況

令和5年度末予定

	H24以前	H25～H30	H31～R5	合計	計画数
着手数	13	4	8	25	約90
完成数		7	5	12	

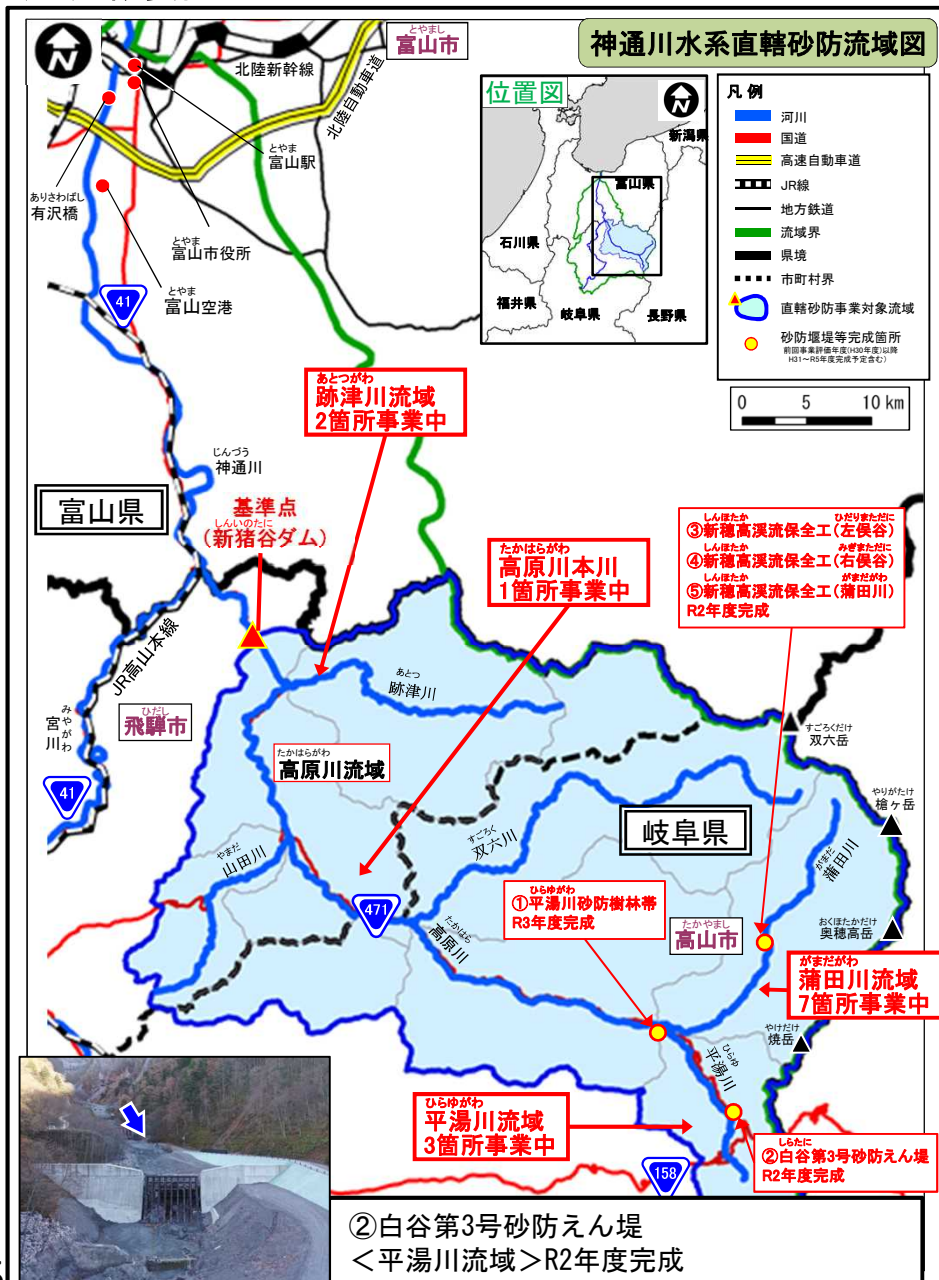
（4）前回事業評価からの変更点

- 前回事業評価からの変更点はない。

（5）事業の進捗見込み

- 蒲田川、平湯川、高原川本川、跡津川流域の整備を進める。

（6）概要図



事業の投資効果・対応方針（神通川水系直轄砂防事業）

（7）事業の効果

- ・砂防堰堤等の整備が完了した場合、富山市有沢橋付近からの氾濫が解消するとともに最大流動深が減少し、市街地の被害が軽減される。
- ・土石流危険渓流において砂防堰堤等を整備することで流出土砂量が低減し、重要交通網、病院、老人ホームへの影響が解消される。
- ・事業推進により、想定死者数(避難率40%)が785人から446人に、災害時要配慮者数が28,941人から9,589人へと、人的被害が減少することが見込まれる。(対象は浸水深0cmを上回る浸水区域に居住する人口。河川区間について算定した値で、基準点上流については含んでいない)

（8）事業を巡る社会経済情勢等の変化

- ・前回再評価以降、周辺に大きな社会経済情勢等の変化はない。

（9）事業の投資効率性

	事業全体		残事業	
	(前回)	(今回)	(前回)	(今回)
総便益B	約2,371億円	約2,280億円	約1,814億円	約1,445億円
総費用C	約391億円	約520億円	約256億円	約202億円
B/C	6.1	4.4	7.1	7.1

（10）コスト縮減や代替案立案等の可能性

- ・きわめて厳しい自然環境の中、工事の安全性を確保しつつ、経済的で施工性の高い工法を採用している。
- ・新粗石^{しんそせき}コンクリート工法、砂防ソイルセメント工法（掘削残土の有効活用）、摩耗対策の省力化などによるコスト縮減を図っている。
- ・設計から工事に係る各段階において、コスト縮減につながる代替案の可能性を検討し、事業を進めている。

（11）対応方針（原案）

- ・事業継続とする。
- ・現時点においても、その必要性および重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みなどからも、引き続き事業を継続することが妥当であると考えます。

（感度分析）

	事業全体(B/C)	残事業(B/C)
資産 (-10%~+10%)	4.0~4.8	6.5~7.8
事業費 (+10%~-10%)	4.2~4.6	6.5~7.9
事業期間 (-10%~+10%)	4.4~4.4	7.1~7.2

再評価の重点化・効率化判定票（神通川水系直轄砂防事業）

費用対効果分析実施判定票

年度：令和5年度

事業名：神通川水系直轄砂防事業

担当課：河川計画課

担当課長名：高橋 恵理

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定		
	判断根拠	チェック欄	
(ア) 前回事業評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合			
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に変更がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に変更がない 	☑
外的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	<ul style="list-style-type: none"> 地元情勢等の変化がない。 	☑
内的要因<費用便益分析関係> ※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。			
	<ul style="list-style-type: none"> 1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	<ul style="list-style-type: none"> 治水経済調査マニュアル(案)が、令和2年4月に改定された。砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)、土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)が令和3年1月に改定された。 	☐
	<ul style="list-style-type: none"> 2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	<ul style="list-style-type: none"> 各需要量の減少がすべて10%以内。 	☑
	<ul style="list-style-type: none"> 3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の増加はない。 	☑
	<ul style="list-style-type: none"> 4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間の延長はない。 	☑
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	前回評価時における感度分析の下位ケース値が基準値を上回っている。 平成30年度の感度分析の下位 [全体事業] 残事業費(+10%) B/C=5.7 [残事業] 残事業費(+10%) B/C=6.5 残工期(-10%) B/C=6.0 残工期(-10%) B/C=7.1 資産(-10%) B/C=5.5 資産(-10%) B/C=6.4	☑	
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回評価で費用対分析を実施している		
以上より、費用対効果分析を実施するものとする。			